

# 医療法人社団 涓泉会 山王リハビリ・クリニック

(通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション)

## 運 営 規 程

第 1 条 医療法人社団涓泉会が開設する山王リハビリ・クリニックが実施する指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第 2 条 要介護状態にある者、要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定通所リハビリテーション等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 3 条 運営の方針は、次のとおりとする。

山王リハビリ・クリニックが実施する指定通所リハビリテーション等の従事者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行なうことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定通所リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護、要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護、要支援状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行なう。

(事業所の名称等)

第 4 条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 医療法人社団 涓泉会 山王リハビリ・クリニック  
2 所在地 東京都大田区東雪谷三丁目4番2号

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第 5 条 指定通所リハビリテーション等の従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

医師（管理者） 1名（常勤兼務1名）

医師 3名（常勤兼務2名、非常勤兼務1名）

医師は、指定通所リハビリテーション等の計画策定を従事者と共同して作成するとともに、指定通所リハビリテーション等の実施に係わる従事者への指示を行う。

2 従事者

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 2名以上（常勤兼務 2名以上）

介護職員 3名以上（非常勤専従3名以上）

従事者は、計画に基づき、指定通所リハビリテーション等を提供する。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日及び祝日

ただし、12月29日から1月4日までを除く

2 営業時間 午前9時00分から午後6時00分

3 サービス提供時間帯

①単位目 午前 9時00分 から 午前10時20分 (認可届出順では、4単位目)

※ 月・水・金のみ

②単位目 午前10時50分 から 午後12時10分 (認可届出順では、3単位目)

※ 月～土

③単位目 午後 1時50分 から 午後 3時10分 (認可届出順では、1単位目)

※ 月～土

④単位目 午後 3時40分 から 午後 5時00分 (認可届出順では、2単位目)

※ 月・水・金のみ

(指定通所リハビリテーション等の利用定員)

第 7 条 事業所の1日の利用定員は、1単位27名で、計4単位108名とする。

(指定通所リハビリテーション等の内容)

第 8 条 指定通所リハビリテーション等の内容は、次のとおりとする。

(1) 通所リハビリテーション

(2) 送迎サービス

2 指定通所リハビリテーション等は、医学的管理に基づき要介護者等に対する心身機能の回復のため、リハビリテーション計画に基づいて、次の目的を達成するための訓練等を行う。

(1) 目的

ADLの低下防止、QOLの維持・向上、寝たきり防止、社会性の維持向上、精神状態の改善、その他利用者の状態の改善

(2) 訓練等

① 日常生活動作に関する訓練

② 歩行訓練、基本的動作訓練

③ 治療用ゲーム、手工芸用具を使用した趣味的訓練

④ 自助具使用訓練

⑤ 運動療法

⑥ 物理療法

(指定居宅介護支援事業者等との連携等)

第 9 条 指定通所リハビリテーション等の提供にあたって、利用者に関わる指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者または地域包括支援センター（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）の連携について以下のとおりとする。

1 指定居宅介護支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、そのお

かれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者等に連絡するとともに線密な連携に努める。
- 3 正当な理由なく指定通所リハビリテーション等の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して指定通所リハビリテーション等の提供が困難と認めた場合、当該利用者に関わる指定居宅介護支援事業者等と連携し、必要な措置を講ずる。

(通所リハビリテーション計画、介護予防通所リハビリテーション計画の作成等)

第10条 通所リハビリテーション計画、介護予防通所リハビリテーション計画の作成等は、次のとおりとする。

指定通所リハビリテーション等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、通所リハビリテーション計画、介護予防通所リハビリテーション計画（以下「通所リハビリテーション計画等」という。）を作成する。また、すでに居宅サービス計画、介護予防サービス計画が作成されている場合は、その内容にそった通所リハビリテーション計画等を作成する。

- 2 通所リハビリテーション計画等の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、通所リハビリテーション計画等に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービスの提供記録の記載)

第11条 指定通所リハビリテーション等の従事者は、指定通所リハビリテーション等を提供した際には、その提供日・内容、当該指定通所リハビリテーション等について、介護保険法第41条第6項、第53条第2項の規程により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、以下の地域とする。

大田区 久が原、上池台、東雪谷、南雪谷、北嶺町、東嶺町、中馬込、西馬込、仲池上、石川町、南千束、北千束（2～3丁目）

(利用料その他の費用の額)

第13条 利用料その他の費用の額は、次のとおりとする。

指定通所リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、指定通所リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、その額の自己負担割合分とする。

- 2 第12条の通常の事業実施地域を超えて行う送迎の交通費、おむつ代等にかかる諸経費については、別紙に掲げる費用を徴収する。
- 3 上記に係る費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。
- 4 その他、日常生活においてかかる費用の徴収が必要となった場合は、その都度、利用者又はその家

族に説明し、同意を得たものに限り徴収する。

- 5 指定通所リハビリテーション等の利用者は、事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

#### (契約書の作成)

第14条 指定通所リハビリテーション等の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受けることとする。

#### (緊急時等における対応方法)

第15条 緊急時等における対応方法は、次のとおりとする。

指定通所リハビリテーション等の従事者は、指定通所リハビリテーション等を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 指定通所リハビリテーション等を実施中に天災その他災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

#### (事故発生時の対応)

第16条 事業所は利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に関わる居宅介護支援事業者等に連絡し、必要な措置を講ずる。

- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

#### (損害賠償について)

第17条 事業所は、事業所の責に帰すべき事由より利用者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償する。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任が減免される場合がある。

#### (非常災害等について)

第18条 非常災害等については次のとおりとする。

事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し、避難訓練等を次のように行なう。

- (1) 防火責任者には、事業所管理者が防火管理者の資格を持った従事者を任命することとし、火元責任者には現場責任者をあてる。
- (2) 始業時・終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行なう。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守事業者に依頼する。点検の際は法人担当者が立ち会う。
- (4) 非常災害用設備は常に有効状態を保持するように努める。
- (5) 火災や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小にとどめるために、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたるものとする。
- (6) 法人は従事者に対して防火教育、消防訓練を実施するものとする。
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

- 2 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。

（衛生管理及び従事者の健康管理等）

第19条 衛生管理及び従事者の健康管理等は、次のとおりとする。

- 1 指定通所リハビリテーション等に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 2 従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

（施設利用にあたっての留意事項）

第20条 利用者は、機能訓練室等を利用する場合、従事者立ち会いのもとで使用すること。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

（相談・苦情対応）

第21条 相談・苦情対応は、次のとおりとする。

- 1 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

（身体拘束の禁止）

第22条 事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を禁止する。但し、利用者、家族、他の利用者、従事者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、従事者がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由をサービス提供記録書に記載する。

（高齢者の虐待防止）

第23条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ること。
  - ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
  - ③ 事業所において、従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
  - ④ 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと
- 2 事業所は、高齢者虐待防止法に基づき、虐待の防止と発見に努め、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとする

（守秘義務及び個人情報の保護）

第24条 従業者に対して、従業者である期間および従業者でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、従業者が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第25条 その他運営に関する留意事項は、次のとおりとする。

従事者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回
- 2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団 涓泉会 山王リハビリ・クリニックが定めるものとする。

## 附 則

平成25年11月15日	一部変更
平成26年 4月 1日	一部変更
平成26年 8月 1日	一部変更
平成26年 8月10日	一部変更
平成27年 5月10日	一部変更
平成27年 9月 1日	一部変更
平成28年 5月 1日	一部変更
平成29年 4月 1日	一部変更 (別紙料金表)
平成30年 4月 1日	一部変更 (別紙料金表)
平成30年 4月11日	一部変更
平成30年 5月 1日	一部変更 (別紙料金表)
令和 元年 6月 1日	一部変更
令和 元年10月 1日	一部変更 (別紙料金表含む)
令和 元年11月 1日	一部変更
令和 3年 4月 1日	一部変更 (別紙料金表含む)
令和 4年 4月 1日	一部変更 (別紙料金表)
令和 4年10月 1日	一部変更 (別紙料金表)
令和 5年 5月11日	一部変更
令和 6年 6月 1日	一部変更 (別紙料金表含む)

# 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション事業所 運営規程 別紙料金表

※ご利用料金のお支払いについては、原則として、自動口座引き落としとさせていただきますようお願いしております。

## 通所リハビリテーション費

法定代理受領の場合は下記金額の1割又は2割又は3割。  
(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)

【規模区分】		1時間以上2時間未満															
通常規模型通所 リハビリテーション費	単位数	利用料															
		10割	1割負担	2割負担	3割負担												
要介護1	1日につき	369	¥ 4,095	¥ 410	¥ 819	¥ 1,229											
要介護2	1日につき	398	¥ 4,417	¥ 442	¥ 884	¥ 1,326											
要介護3	1日につき	429	¥ 4,761	¥ 477	¥ 953	¥ 1,429											
要介護4	1日につき	458	¥ 5,083	¥ 509	¥ 1,017	¥ 1,525											
要介護5	1日につき	491	¥ 5,450	¥ 545	¥ 1,090	¥ 1,635											

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

## 【その他加算等】

	(単位数)	利用料				
		10割	1割負担	2割負担	3割負担	
理学療法士等体制強化加算	1月につき	+30	¥ 333	¥ 34	¥ 67	¥ 100
リハビリテーションマネジメント加算1 (イ)	1月につき(計画同意月から起算して6か月以内)	+560	¥ 6,216	¥ 622	¥ 1,887	¥ 2,831
	1月につき(計画同意月から起算して6か月超)	+240	¥ 2,664	¥ 267	¥ 1,177	¥ 1,765
リハビリテーションマネジメント加算2 (ロ)	1月につき(計画同意月から起算して6か月以内)	+593	¥ 6,582	¥ 659	¥ 2,487	¥ 3,730
	1月につき(計画同意月から起算して6か月超)	+273	¥ 3,030	¥ 303	¥ 1,776	¥ 2,664
リハビリテーションマネジメント加算3 (ハ)	1月につき(計画同意月から起算して6か月以内)	+793	¥ 8,802	¥ 881	¥ 1,761	¥ 2,641
	1月につき(計画同意月から起算して6か月超)	+473	¥ 5,250	¥ 525	¥ 1,050	¥ 1,575
リハビリテーションマネジメント加算4	1月につき(事業所の医師が説明)	+270	¥ 2,997	¥ 300	¥ 600	¥ 900
短期集中個別リハビリテーション実施加算	1日につき(退院(所)日又は新たに要介護認定を受けた日から3月以内)	+110	¥ 1,221	¥ 123	¥ 245	¥ 367
生活行為向上リハビリテーション実施加算	1月につき(利用開始日の属する月から6月以内)	+1,250	¥ 13,875	¥ 1,388	¥ 2,775	¥ 4,163
若年性認知症受入加算	1日につき	+60	¥ 666	¥ 67	¥ 134	¥ 200
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	6月につき	+20	¥ 222	¥ 23	¥ 45	¥ 67
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	6月につき	+5	¥ 55	¥ 6	¥ 11	¥ 17
口腔機能向上加算(Ⅰ)	1回につき(月2回を限度)	+150	¥ 1,665	¥ 167	¥ 333	¥ 500
口腔機能向上加算(Ⅱ)(イ)	1回につき(月2回を限度)	+155	¥ 1,720	¥ 172	¥ 344	¥ 516
口腔機能向上加算(Ⅱ)(ロ)	1回につき(月2回を限度)	+160	¥ 1,776	¥ 178	¥ 356	¥ 533
科学的介護推進体制加算	1月につき	+40	¥ 444	¥ 45	¥ 89	¥ 134
事業所が送迎を行わない場合の減算	片道につき	-47	¥ -521	¥ -53	¥ -105	¥ -157
退院時共同指導加算	1回につき(退院時に1回を限度)	+600	¥ 6,660	¥ 666	¥ 1,332	¥ 1,998
移行支援加算	1日につき	+12	¥ 133	¥ 14	¥ 27	¥ 40
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1回につき	+6	¥ 66	¥ 7	¥ 14	¥ 20

	1月につき(利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数※について算定) ※基本サービス費+各種加算・減算の単位数		
	単位数		利用料(10割分)
処遇改善加算(Ⅱ)	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)	所定単位数×8.3% ※1単位未満の端数は四捨五入	左の単位数× 1単位の単価

注1) 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算については、利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数について算定するものなので、「利用料」欄には具体的な数字は入れず、記載例のとおり記載のこと。

## 介護予防通所リハビリテーション費

法定代理受領の場合は下記金額の1割又は2割又は3割。  
(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)

	(単位数)	利用料				
		10割	1割負担	2割負担	3割負担	
要支援1	1月につき	2,268	¥ 25,174	¥ 2,518	¥ 5,035	¥ 7,553
要支援2	1月につき	4,228	¥ 46,930	¥ 4,693	¥ 9,386	¥ 14,079

### 【その他加算等】

	(単位数)	利用料				
		10割	1割負担	2割負担	3割負担	
生活行為向上リハビリテーション実施加算	1月につき (利用開始日の属する月から6月以内)	+562	¥ 6,238	¥ 624	¥ 1,248	¥ 1,872
若年性認知症利用者受入加算	1月につき	+240	¥ 2,664	¥ 267	¥ 533	¥ 800
要支援1: 予防通所リハビリ・減算	1月につき (利用開始日の属する月から12月超)	-120	¥ -1,332	¥ -134	¥ -267	¥ -400
要支援2: 予防通所リハビリ・減算	1月につき (利用開始日の属する月から12月超)	-240	¥ -2,664	¥ -267	¥ -533	¥ -800
退院時共同指導加算	1回につき	+600	¥ 6,660	¥ 666	¥ 1,332	¥ 1,998
栄養アセスメント加算	1月につき	+50	¥ 555	¥ 56	¥ 111	¥ 167
リハ栄養改善加算	1月につき	+200	¥ 2,220	¥ 222	¥ 444	¥ 666
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	6月につき	+20	¥ 222	¥ 23	¥ 45	¥ 67
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	6月につき	+5	¥ 55	¥ 6	¥ 11	¥ 17
口腔機能向上加算(Ⅰ)	1月につき	+150	¥ 1,665	¥ 167	¥ 333	¥ 500
口腔機能向上加算(Ⅱ)	1月につき	+160	¥ 1,776	¥ 178	¥ 356	¥ 533
選択式サービス複数実施加算(Ⅰ)	1月につき	+480	¥ 5,328	¥ 533	¥ 1,066	¥ 1,599
一体的サービス提供加算	1月につき	+480	¥ 5,328	¥ 533	¥ 1,066	¥ 1,599
科学的介護推進体制加算	1月につき	+40	¥ 444	¥ 45	¥ 89	¥ 134
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1月につき(要支援1)	+24	¥ 266	¥ 27	¥ 54	¥ 80
	1月につき(要支援2)	+48	¥ 532	¥ 54	¥ 107	¥ 160

1月につき(利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数※について算定)  
※基本サービス費+各種加算・減算の単位数

要件	処遇改善加算の単位数	利用料(10割分)
処遇改善加算(Ⅱ)	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数) 所定単位数×8.3% ※1単位未満の端数は四捨五入	左の単位数×1単位の単価

注1) 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算については、利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数について算定するものなので、「利用料」欄には具体的な数字は入れず、記載例のとおり記載のこと。

### 【介護保険給付対象外サービスの利用料】

#### 【※注意】

介護保険給付対象外の利用料については、平成23年3月11日付で東京都通知「入所者等から支払を受けることができる利用料等について(通知)」を参照のこと。

ホームページ「東京都介護サービス情報」/指定後の届出・手続き・通知等/O 全サービス共通/利用料の徴収について

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/tuutitou/zen.files/riyouryou.pdf](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/zen.files/riyouryou.pdf)

通常の実施地域を越える交通費	通常の実施地域を越えて1kmにつき 160 円
キャンセル料金	1日につき 300 円 (要介護の方で、サービス前営業日18:00以降、サービス当日の連絡)
その他、 おむつ代 アクティビティーサービス、 ケアに伴い発生する費用	上記の利用に関する費用の他については、原則として費用はかかりません。ただし特別な事由並びに、緊急・応急的なケアの必要性が発し、諸費用が発生した場合については、ご利用者に対して説明並びにご了解頂いた上、費用を請求させていただきます。